

阿多田分譲地ご案内

(令和4年2月)



大竹市 建設部 監理課 用地係

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号

TEL (0827) 59-2161

URL <http://www.city.otake.hiroshima.jp>

分譲区画図

1:500



0 5 10 20 メートル

阿多田宅地分譲要領

1. 分譲物件

※価格には、下水道受益者分担金（139,778 円）が含まれています。

所 在	区画 番号	地 番	地 目	面 積 (m ²)	価 格 (円)
大竹市阿多田	1	2番 9 4番 5	宅 地	182.50 (55.20 坪)	3,244,103
	2	2番 1 1	宅 地	187.47 (56.70 坪)	3,210,536
	3	2番 1 2	宅 地	187.41 (56.69 坪)	3,209,553
	4	2番 1 3 4番 3	宅 地	187.23 (56.63 坪)	3,206,605
	5	2番 1 4 4番 4	宅 地	187.28 (56.65 坪)	3,207,424

【主 要 設 備】 公営上水道、漁業集落排水処理施設（下水道）

2. 申し込み資格

（１）分譲代金を期日までに納入できる方

3. 申し込みに必要な書類

（１）宅地分譲申込書

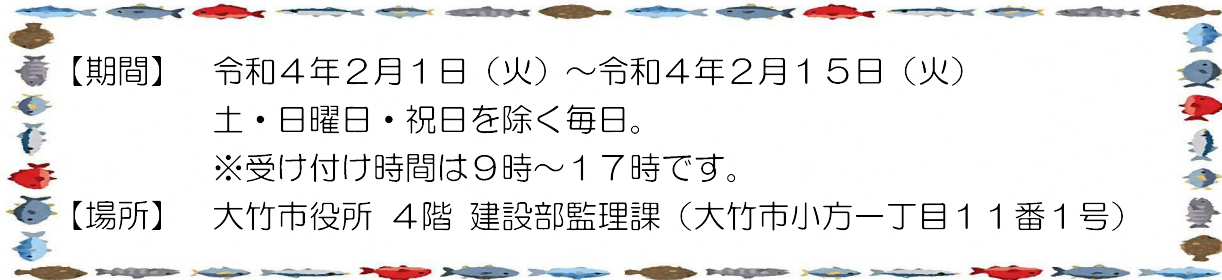
（２）住民票の写し… 1 通（発行後 3 か月以内のもの）

※共有で申し込みをされる場合には、（１）については共有者全員の氏名等を記入し、（２）については共有者全員のものを合わせて提出してください。



4. 申し込みの手続等

(1) 受け付け期間及び受け付け場所



【期間】 令和4年2月1日（火）～令和4年2月15日（火）

土・日曜日・祝日を除く毎日。

※受け付け時間は9時～17時です。

【場所】 大竹市役所 4階 建設部監理課（大竹市小方一丁目11番1号）

上記受け付け期間の終了後において、まだ残余地がある場合には、令和4年2月21日（月）から申し込み順による受け付けといたします。

ただし、土・日曜日・祝日を除く。

(2) 申し込み方法

「宅地分譲申込書」（以下：申込書）に必要事項を記入・押印のうえ、受け付け期間内に大竹市建設部監理課に提出してください。代理人が提出する場合は、申し込み人の委任状（申し込み書裏面）と代理人の印鑑が必要です。

なお、郵送、電話、FAX、インターネットによる申し込みはできません。

5. 売却者の決定方法等

4. の受け付け期間終了後、単独の申し込みの場合はその時点で売却者を決定し、重複での申し込みとなった場合は、抽選により売却者を決定いたします。

なお、抽選会は、令和4年2月20日（日）10時からを予定しております。

6. 契約手続きについて

(1) 売却決定者は、指定の期日（売却の決定から概ね2週間以内）までに大竹市と「市有財産分譲地 土地売買契約書」により売買契約を締結していただきます。

この日までに契約を締結しない場合は、売却決定者としての資格を失います。



(2) 契約締結後、ただちに契約金額の10%の内払金（1,000円未満切り捨て）を納付していただきます。

(3) 売買代金（分譲代金）は、契約締結後3か月以内に納付していただきます。その際、契約締結後、納付していただいた内払い金は、売買代金の一部に充当しますので、上記納付期日までに納付していただくのは、売買代金の額から内払い金の額を除いた残りの金額になります。

(例) 区画番号1の土地について、契約金額の10%相当額を内払い金として納付する場合

売買代金	3,244,103円
－ 内 払 金	324,000円（契約締結後に納付）
＝	2,920,103円（納付期日までに納付）

- (4) 納付期日までに納付がない場合には契約を解除し、解約手数料として契約金額の5%をいただきますのでご注意ください。なお、契約締結時に売買代金を一括して納入していただくことも可能です。
- (5) 売買代金の納付が全て完了した時点で所有権が移転するものとし、分譲物件を現況の状態で引き渡します。
- (6) 所有権移転登記は、売買代金が完納された後に大竹市が行います。
- (7) 仲介手数料及び登記手数料は不要です。ただし、売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等契約に必要な一切の費用は買い受け者の負担になります。



7. ご了解事項

- (1) 土地は現況のままで分譲となりますので、事前に現地を必ず確認してください。(現地説明会は行いません)
- (2) 契約締結後の土地の管理は、買い受け者の責任で行ってください。
- (3) 境界、日照、排水及び土地の使用目的等に関して問題が起きた場合は、関係者で解決してください。
- (4) 土地引き渡し以後発見された不具合・欠陥等について、市の責任が明らかであるものを除き、市はその責任を負いません。
- (5) 敷地内は、環境に応じた植樹または張芝等を行うなど、緑化に努めてください。
- (6) 都市計画法及び建築基準法にかかる制限などについては、都市計画課へお問い合わせください。
- (7) 現地は**土砂災害警戒区域（イエローゾーン）**に指定されており、一部は、**土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**に指定されています。
詳細は、「土砂災害ポータルひろしま」でご確認いただけます。
※<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>
- (8) その他不明な点は監理課用地係までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号

大竹市建設部監理課用地係

TEL : (0827) 59-2161 (直通)

